

イ　ン　ド

|                | A ルート  | B ルート   | C ルート  |
|----------------|--|---|--|
| I ルートの種類及び根拠   | 領事送達<br>(送達条約8条1項, 2項)   | 中央当局送達<br>(送達条約3条1項)  | 管轄裁判所送達<br>(事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)   |
| II ルートの選択基準    | 日本人に対する送達の場合は原則として本ルート   | 外国人に対する場合又はA ルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合  | 民事又は商事に関する事件以外の事件  |
| III 作成すべき文書等   | <p>1 嘱託書<br/>(大使又は総領事あて<br/>一大使、総領事の管轄<br/>区域についてはVI)<br/>1通<br/>写し 1部</p> <p>2 送達報告書用紙<br/>1通</p> <p>3 送達すべき文書<br/>(受送達者が日本語を<br/>解さない場合は、英語<br/>又は受送達者が解する<br/>言語のいずれかの訳文<br/>添付)<br/>1通</p> | <p>1 要請書<br/>(中央当局の名称及び<br/>所在地についてはVII)<br/>2通<br/>写し 1部</p> <p>2 送達すべき文書<br/>(英語の訳文添付)<br/>・任意交付による場合<br/>は、訳文不要<br/>2通</p> <p>3 書留航空郵便切手<br/>(最高裁から中央当局<br/>への送付用)</p> | <p>1 嘱託書<br/>(管轄裁判所あて一英<br/>語の訳文添付)<br/>1通<br/>写し 2部</p> <p>2 送達すべき文書<br/>(英語の訳文添付)<br/>1通<br/>写し 1部</p> |
| IV 費 用         | 不 要  | 原則として不要   | 必 要  |
| V 期 間※         | 6箇月  | 5箇月   | 12箇月   |
| VI 大使、総領事の管轄区域 | 在インド日本国大使  | 在コルカタ、在チェンナイ、在ベンガルール及び在ムンバイの各日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域   |  |
|                | 在コルカタ日本国総領事  | オリッサ州、西ベンガル州、ビハール州、ジャールカンド州   |  |
|                | 在ムンバイ日本国総領事  | グジャラート州、マディヤ・プラデシュ州、チャッティースガル州、マハーラーシュトラ州、ゴア州、ダマン及びディウ並びにダドラ及びナガルハベリの各連邦直轄地   |  |
|                | 在チェンナイ日本国総領事   | アンドラ・プラデシュ州、ケララ州、タミル・ナド州、テランガナ州、ポンディシェリー連邦直轄地   |  |

|          |  |         |
|----------|--|---------|
|          | 在ベンガルール日本<br>国総領事  | カルナータカ州 |
| VII 中央当局 | 名 称 The Ministry of Law and Justice<br>所在地 Department of Legal Affairs<br>Room No. 439-A, 4th Floor A-Wing, Shastri Bhavan<br>New Delhi<br>110 001 India |         |

※ 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。